

平成25年3月29日

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインの策定について

国土交通省では、我が国における大規模な公共交通事故を教訓として、公共交通における事故の発生直後から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間における被害者等への支援を行うため、公共交通事業者が実施する被害者等への支援の体制、内容等について定める被害者等支援計画の指針として、「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」を策定いたしましたので、お知らせします。

○添付資料

- ・公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン（概要）
- ・公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン（本文）

【問い合わせ先】

国土交通省 公共交通事故被害者支援室 村上、田中、川瀬

(03) 5253-8111 (内線25-519、25-513、25-504)

(03) 5253-8306 (直通)

(03) 5253-1552 (FAX)